

仕 様 説 明 書

1. 件 名 関東運輸局管内で使用する電気(令和7年2月～令和8年1月)
2. 仕 様 書 別紙のとおり
3. 仕様説明に対する
質問書提出期限 令和6年10月18日(金) 12時00分
4. 同上提出及び
回答場所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎17階
関東運輸局総務部会計課
電 話 045-211-7207
E-mail ktt-keiyakukanri@gxb.mlit.go.jp
5. 回 答 日 時 令和6年10月22日(火) 13時00分

仕 様 書

1. 件 名

関東運輸局管内で使用する電気（令和7年2月～令和8年1月）

Electricity to use within the jurisdiction of Kanto District Transport Bureau.

2. 概 要

- (1) 需要場所 別紙1のとおり
- (2) 業種及び用途 官公署（事務所）

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧（受電電圧）、標準周波数、電気方式

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,600ボルト
- ウ 標準周波数 50ヘルツ
- エ 電気方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 別紙1のとおり
各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 年間予定使用電力量 別紙1のとおり

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。また、その環境価値について、発注者に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

(4) 使用期間

自 令和7年2月1日 0時 至 令和8年1月31日 24時

(5) 電力量の検針

- 自動検針装置 有
- 電力会社の検針方法 通信検針
- 計量器の構成 電力需給用複合計器

(6) 供給地点

需要場所における関東運輸局の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点と東京電力株式会社の架空引込線の接続点。

(7) 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ

4. その他

(1) 力率は、進相コンデンサを設置し使用期間中100%を保持する予定である。

なお、入札時においては、力率100%にて価格算定すること。

(2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

なお、入札時においては、燃料費調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等を考慮しないものとする。

(3) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に保有していない。

(4) 非常用自家発電設備を有していない。

(5) 太陽光発電調整分について、考慮しない。

(6) 受注者は、契約年度の上半期及び下半期の末日に、各半期の供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙2又はこれに準じた様式により、発注者に送付することとする。なお、環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合には、証書の写しを添付することとする。

(7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

1 契約電力及び最大需用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

2 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

3 料金その他の計算における金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

4 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(8) 請求方法は次のとおりとする。

1 その月の請求金額を取りまとめた後、当方が指定する金額にて分割し以下に請求する。

- ・ 関東運輸局長
- ・ 横浜海上保安部長
- ・ 独立行政法人自動車技術総合機構 関東検査部長

- ・ その他必要に応じて工事事業者等

2 上記によらない場合は発注者・受注者協議の上、変更できることとする。

(9) 詳細については、関東運輸局総務部会計課契約管理係（電話 045-211-7207）の指示によるものとする。